

# 栄西の菩提心戒について

——台東両密との関係から——

真野新也

『金剛頂宗菩提心論口決』（以下、『菩提心論口決』）は文治二年（一一八六）栄西の第二次入宋直前に書かれた『菩提心論』の三種菩提心（行願・勝義・三摩地）を解釈する口決である。奥書によると、高野山伝法院覚範<sup>1</sup>が口決を請い、それに応じて文書化されたもので、中世における幾多の異なった菩提心解釈が見て取れる。

以上を踏まえ、本論文は、菩提心の戒の側面に視点を充て、論考するものである。この菩提心戒とは『菩提心論』の「勝義・行願・三摩地為<sup>レ</sup>戒。」に基づいている。しかしながら、栄西は、菩提心戒という術語を『菩提心論口決』中に用いていない。そこで、台密・東密の学匠の見解を参照しつつ、『菩提心論口決』に於ける菩提心戒観を考察していく。

そもそも『菩提心論口決』の書かれた根拠は、栄西が三種菩提心を、顕密の枠組みの中で「私云、何行願・勝義可<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>心。然則三種共密教意也。」<sup>1</sup>と表明する為で、それに基つき、三種菩提心と三聚浄戒との非同<sup>一</sup>性を「三聚浄戒三身種子也。

即三因仏性云云。三種菩提心是各各修<sup>三</sup>三身・四身方便、純利<sup>三</sup>益衆生。」<sup>2</sup>と主張するのである。すなわち、三種菩提心を密教戒、三聚浄戒を顕教戒、と換言することが可能となる。それでは、以上の論拠は何処に在るのか、ということが問題となる。それを明らかにすべく、栄西が台密僧であったことから、先ずは安然の著述と照らし合わせてみたい。

栄西の、顕密の枠組みでの三種菩提心説は、多く安然の『菩提心義抄』を論拠としている。行願・勝義菩提心について『菩提心論口決』では次のように言う。

問。安和尚菩提心義曰、菩提心經等多明<sup>三</sup>行願菩提心行相<sup>二</sup>故、此大日宗多明<sup>三</sup>三摩地菩提心行相<sup>一</sup>故。<sup>文</sup>菩提心經者顯部經也如何。答。明<sup>三</sup>行相<sup>一</sup>有<sup>二</sup>何失<sup>一</sup>。安和尚非<sup>レ</sup>云<sup>三</sup>此論行願菩提心顯教意<sup>一</sup>。可<sup>レ</sup>思<sup>レ</sup>之。<sup>3</sup>

問。彼菩提心義初大日經・金剛頂經以<sup>二</sup>何法<sup>一</sup>為<sup>三</sup>行願・勝義<sup>二</sup>云耶。答。菩提心義云、此二經宗以<sup>二</sup>大願・十度等一切万行<sup>一</sup>為<sup>三</sup>行願。<sup>文</sup>又云、大日經如實知自心之阿耨菩提、乃至彼法少分無<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>所得<sup>一</sup>、何以故。虚空相是菩提<sup>乃</sup>至若<sup>二</sup>守護国界經文<sup>一</sup>全同<sup>三</sup>此經<sup>一</sup>、即金

栄西の菩提心戒について（真野）

一一一

剛頂経勝義之菩提心也。<sup>(4)</sup>

続いて、同著作で説明される三種菩提心と三聚浄戒との関係も、同様に安然説に基づいていると言える。それは安然の『普通授菩薩戒広釈』（以下、『普通広釈』）を対照することによって明瞭になる。以下は、『普通広釈』からの二つの文章で、三聚浄戒、金剛宝戒、菩提心戒の位置づけがなされている。

然上四菩薩戒、或各名三仏戒、当分各証三仏果故。或各名三菩薩三聚戒、当分各具三聚一故。（中略）前三戒法、唯名三聚浄戒。円乗戒法、的名三虚空不動金剛宝戒。<sup>(5)</sup>

ここで、蔵・通・別・円という四教菩薩の戒は、一方で各々が仏戒であり、菩薩の三聚浄戒であるとする。他方、「前三戒法」（蔵・通・別教菩薩の戒）のみを三聚浄戒と名付け、円乗の戒法のみを「虚空不動金剛宝戒」と名付ける。天台宗において、「金剛宝戒」の重要性を考えれば、栄西の言う三聚浄戒が蔵教、通教、別教菩薩の戒を意味していると考えるのが自然である。

次に、金剛宝戒と、密教戒の関係は『普通広釈』で定義される。しかし、『普通広釈』の文章のみでは必ずしも端的ではないため、後に『菩提心義抄』を併用して勘案したい。まず、『普通広釈』で以下のように述べる。

第三正義、此是如来金剛宝戒。受此戒一竟皆名一仏。故冥顯大衆、欲知得戒一解我語趣一是得戒相。若其不解、自知非器。故梵網云、若受一仏戒一者、国王、王子、百官、宰相、比丘、比丘尼、十八梵、六欲天子、庶人黃門、姪男姪女、奴婢八部、鬼神金剛神、畜生乃至變化人、但解法師語一尽受持戒一皆名一第一清浄者。又浄行云、六道衆生受得戒、但解語得戒不失。此名修真法戒。能解以不。<sup>(6)</sup>

傍線部にある様に、これ等の句から、安然が金剛宝戒と真法戒を同一視していた事になる。結論から言えば、安然が円密一致の立場から両者を同一視していたと受け取れるのである。今、「真法戒」が密教戒であるとしたが、この術語は安然の述作中には右記を除き全く現れず、その定義を明白にしないことには、この文章の意義が読み取れなくなる。これは恐らく、次に引用する『無畏禅要』或いは『受菩提心戒及心地秘記』<sup>(7)</sup>に依拠するものであろう。

三蔵久乃発言曰、前雖受菩薩浄戒、今須重受諸仏内証無漏清浄法戒。方今可入禅門。入禅門已、要須誦此陀羅尼。陀羅尼者、究竟至極同於諸仏、乘法悟入一切智海、是名真法戒也。<sup>(8)</sup>

真法戒とは、三聚浄戒を受戒後に、重ねて受ける戒法であり、戒相が陀羅尼であることから、密教の戒であることは明らかである。故に、先ほどの『普通広釈』からの文章を円密の一致と判断できる。更に、「真法戒」と「菩提心戒」が

同義のものであることはその文献名からも理解できる。因みに、「真法戒」を「真如法性之戒法」<sup>(9)</sup>と換言することも可能である。

しかしながら、「真法戒」を「菩提心戒」と理解するにしても、その戒の出所が善無畏系のものであり、不空を介した『菩提心論』の三種菩提心とはそもそも系統が異なる。この問題の解決はやはり安然によって『菩提心義抄』でなされたと考えられる。『菩提心義抄』はそもそも『菩提心論』と『菩提心義』を基底となし、解釈を施したもので、具名が示す通り、それは胎藏、金剛の両部にわたり、先に引用した『菩提心論口決』からも、了知できる。その様な文脈の中で、善無畏系の「真法戒」または「菩提心戒」が議論されれば、不空系との間での菩提心戒の解釈は折り合いがつかうのである。<sup>(10)</sup>その一例となり得る『菩提心義抄』の記述を次に引用する。

問。古徳云、以阿字為菩提心体。此義用不。答。若以阿字為菩提心。四門体中第三門意。故雖義略於今其一。問。四門体何。答。一浅略積、以厭求妄心為菩提心体。二深秘積、以自性淨心為菩提心体。三秘中深秘積、以大三法羯為菩提心体。四秘中深秘積、以真如法性為菩提心体。

右の四種積は、周知の通り、善無畏感得とされる『大日經』卷第七の供養次第法に、不可思議が解釈を施した『大毘盧遮那經供養次第法疏』末尾にある、三種積を基にしたものであ

榮西の菩提心戒について(真野)

る。そこで安然是、第四積にあるように、「真如法性」が「菩提心」であると定義する。これに依れば、「真如法性之戒法」や「真法戒」を「菩提心戒」と直接的に結び付けることが可能であると思われる。更に、先ほど述べた『菩提心義抄』の文脈からも、右記の文章の「菩提心」とは善無畏系、不空系、両者の菩提心義が合一されていると、十分に考えられる。すると、『普通広積』中の「真法戒」や「真如法性之戒法」は、『菩提心論』の「勝義・行願・三摩地为戒。」の文言と何等矛盾なく共存するのである。

以上の様に、『菩提心論口決』で論じられる榮西の三種菩提心、及びそれに依る菩提心戒は安然の学説の影響下に成立しているということが指摘できる。

榮西はこの様な菩提心観を基盤とし、他の菩提心解釈を論難する。批判の対象となる学説は、正に、三種菩提心と三聚淨戒を同一視する見解である。<sup>(12)</sup>しかし、ここでは「或師云」とあるのみで、具体的な個人名は明記されていない。この「或師」の見解は、おそらく東密の学匠によるものと考えられる。以下は濟暹撰の『菩提心論私抄』からの記述であり、『菩提心論口決』に於ける批判に一致する。<sup>(13)</sup>

三種菩提心為戒者、戒是示三仏菩薩所行之三聚淨戒也。(中略)若以三聚配三種菩提心者、此三種菩提心皆通撰三聚、一一皆具自利利他勝功德故。但若約偏増義者、行願門中利益安樂

行多是撰衆生戒也。勝義・三摩地二門是一一通撰律儀及撰善法戒也。故以「三門」為戒言也。<sup>(14)</sup>

この様に、三種菩提心を三聚浄戒に配当して解釈するのであり、栄西の非難するところと一致する。また、栄西が『菩提心論私抄』を閲覽する機会を持ち合わせていたか否かであるが、済暹の著作は、栄西とほぼ同時代の道範によっても引用されているため、高野山において『菩提心論私抄』が多くの塔頭に行き届いていた可能性も否定でない。<sup>(15)</sup> 故に、栄西に口決を請うた高野山伝法院の覚範なる僧が、『菩提心論私抄』に述べられるが如き見解を伝えたとも考えることも、全く不自然ではない。

以上、栄西著『菩提心論口決』の中に、菩提心戒の要素を明らかにすべく、安然や済暹の著作と比較し、考察した。議論は些か煩雑になってしまったが、何れにせよ、『菩提心論口決』には菩提心戒という論旨が表に現れずとも読み取れること、さらに、栄西の菩提心戒の学説は安然説に依拠する処が大きいという問題提起をした次第である。

\*小稿作成に当たり、早稲田大学の久保良峻教授にご指導を賜った。ここに謝意を示したい。

1 大正七〇・二九頁中。

2 大正七〇・三一頁上。

- 3 大正七十・二十九頁中。
- 4 大正七十・二十九頁中、下。
- 5 大正七四・七六四頁中。
- 6 大正七四・七五八頁中。
- 7 岩崎日出男「宝寿院蔵『最上乘受菩提心戒及心地秘記』の研究(一)——本文翻刻校合——」(『高野山大学論叢』二八、一九九三・二二〇六頁)。
- 8 大正一八・九四四頁上。
- 9 大正七四・七六六頁中。論証は別稿にゆずる。
- 10 これについてはより緻密な研究が必要であり、今後の課題としたい。関連する先行研究は、行法の視点から、胎金両部の三摩地観を考察したものに、三崎良周氏の「五大院安然における三摩地の思想」(『勝呂信静博士古稀記念論文集』山喜房仏書林、一九九六)がある。
- 11 大正七五・四七二頁下。
- 12 大正七〇・三一頁上。「問。或師云、三種菩提心三聚浄戒也。用否如何。答。大背二文義。」
- 13 空海撰『三昧耶戒序』にも類似する見解が見られるが、済暹説がより明確であるため、ここでは『菩提心論私抄』のみ取り上げる。
- 14 大正七〇・二二頁中。
- 15 このことについては、早稲田大学非常勤講師の田戸大智氏にご指摘いただいた。

〈キーワード〉 栄西、菩提心戒、安然、済暹

(ロンドン大学(SOAS)大学院)